



みのる法律事務所便り  
令和6年4月第408号



みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒021-0853  
岩手県一関市字相去57番地5  
TEL:0191-23-8960  
FAX:0191-23-8950



いなべん だべんく  
田舎弁護士の駄弁句 (161)

いなか  
田舎では 誰もいない 土地と家  
えんまんそうぞく さまた  
円満相続の 妨げとなる

令和6(2024)年4月1日  
あおぞらうきよのすて  
青空浮世乃捨

「円満相続をしてあげたいのです」というキャッチフレーズ(うたい文句)で、円満相続をしてあげようと事務所をあげて頑張っています。お陰様でそれ相応そうおうの成果をあげ、多くの相続問題を円満に解決してやれるようになりました。

円満相続は、相続人全員の気持ちを歩み寄せなければならないのですが、最近当地方の相続問題で、相続人全員の気持ちを歩み寄らせることが難しい問題ふじょうが浮上してきました。

それは、遺産である土地と建物を誰もいらないと言って、相続する人がいないために相続人全員の合意ができないケースが多くなっているということです。

以前は、土地建物は取得したい相続人が多く、取り合いとなったものでしたが、最近では地方の土地建物は、相続人間で誰も取得したいという人がいないために円満相続をさせたくてもこのような土地建物じやまが邪魔となり、円満相続にならないというケースが多く発生しています。甚だしく時代が変わったという感じはなはです。こういうことを「隔世かくせいの感かん」と言うのでしうか。

どうしよう 誰もいない 土地と家

のう しぼ  
脳ミソ絞り 円満相続令和6(2024)年4月1日  
あおぞらうきよのすて  
青空浮世乃捨

前句の通り、田舎の土地建物は相続事件において、誰もいないと引き取り手がないケースが増えています。誰もいない遺産のために、相続人全員の合意が得られず、円満相続をしてあげることができないことが出てきました。このままでは、「円満相続をしてあげたいのです」という看板に「偽りあり」ということになってしまいます。

どうにかしてやらなければなりません。54年間の地方弁護士としての経験と相続の本を13冊発行して得た知恵と自分の脳ミソを絞り出し、「誰もいない遺産」という問題を解決する方法を見つけてやろうと決めました。

方法は必ずあります。やればわかります。やればできます。『万人幸福の葉』は、「やればわかるし、行えば出来る」と語っています。その通りです。考えれば必ずわかるし、やればできます。

いろいろ考え、いろいろやってみれば、この方法が良いと思う方法がわかる筈です。やれば誰もいない土地建物をどのような方法かで処理し、円満相続をしてあげられる筈です。老体に鞭を打って、誰も相続したくない土地建物の問題の解決方法を考え出し、円満相続をしてあげたいのです。

相続問題については、もう駄弁本を書く必要はないと思っていましたが、これまで書いたこと以外にも気になることがあり、まだまだ書かなければならない気がしてきました。やるだけやってみます。それも「また楽しからずや」です。

時間と能力がある限り、相続医問題で気になることをランダム(手当たり次第)に書いてみることにします。

## 語り尽くしていない相続問題 その1 —誰もいない遺産—



地方弁護士として54年間相続問題に関与してきました。若い頃は、相続人のうちの一人の依頼により、その依頼人が少しでも多くの遺産を取得できるように、依頼人の代理人となって、他の相続人やその代理人の弁護士と法廷で闘争することが主な役割でした。

そのようなケンカ犬のような役割を30年以上もやってきましたが、60代に入り体調を崩し、10年間は闘病生活に明け暮れました。何度か余命宣告を受けました。臨死体験らしい経験もしました。その中から生まれたのが『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『田舎弁護士の哲学』です。

『田舎弁護士の哲学』を確立してからは、相続問題を法廷闘争にしましては、「まわりの人といっしょに楽しむ」という『田舎弁護士の哲学』に反してしまうという考えが強くなってきました。

ケンカ犬から氏神様になって、円満相続をしてあげなければならないと思うようになりました。相続問題でみのある法律事務所を訪ねてくる人と直接面談して、「法廷闘争となったら、血で血を洗うような骨肉相食む争いとなり、一応の決着はついても、親子、兄弟というこの世で最も身近で、最も大切な人間関係が断絶してしまうことになる」と説明し「まず話し合いで円満相続するためにバストを尽くしましょう」と勧めるようになりました。

みのある法律事務所に相談に来てくれる人だけではなく、一人でも多くの地方住民に相続問題で法廷闘争となった場合のマイナス面を知らせ、法廷闘争となったら『田舎弁護士の哲学』に反する生き方になることを知ってもらおうと、相続問題に関する本を13冊発行してきました。

最近では、『円満相続のススメ』という駄弁本を発行し、『円満相続をしてあげます』などという広告を地元紙に掲載しています。もう相続問題については語ることも、書くこともないなどと思いがちになっていました。ですが、それは間違いであ

ることに気が付きました。少くも法律の条文や判例が分かったからと言って、相続問題について分かったなどと思うことは思い上がりです。自惚れていい気になっているだけです。

相続問題は、法律の条文や判例などを遙かに超えた世界があるのです。その一つは、誰もいない遺産の出現です。かつては誰もが争ってほしかった遺産でしたが、最近では誰も引き取りたくないという遺産が出てきました。誰もいないのですから、邪魔物という存在となって、円満相続を邪魔する遺産が出てきたのです。

かつての土地と建物は、誰もがほしがり、そういう意味で相続問題の争いの種となっていたのですが、最近では地方の土地建物は、誰も引き取り手のないお荷物となっているケースが多いのです。売れそうのない土地建物は誰も引き取り手がなく、円満相続の邪魔物となっているのです。

このことは、何年か前から時々問題となることはありましたが、ここ数年でそれがはっきりとなり、最近では誰もいない土地建物をどう処理するかという問題は、円満相続をしてあげるためには一番大きな障害となっていると言っても過言ではない状況となっているのです。

円満相続をしてあげるためには、誰もいない遺産の処理をどうしたらよいかという問題を解決しなければなりません。「どうしよう 誰もいない 土地と家脳ミソ絞り 円満相続」という駄弁句は、そういう状況の中で、勝手に口から出たものです。

この問題は、これまで発行してきた相続問題の駄弁本では語り尽くせてはいません。『語り尽くしていない相続問題 その1－誰もいない遺産－』と題する駄弁本を発行してみようという思いに至っています。

誰もいない遺産である土地建物問題を円満に解決する方法について、具体的なケースを紹介して、問題の所在を理解してもらうことから始めてみたいと思います。その上で、そのような問題をどのように解決したらよいかという方法を考えてみたいのです。

## 語り尽くしていない相続問題 その2 —使わずに残った金—



地方に限った問題ではないのかも分かりませんが、みのる法律事務所で最近多く取り扱う相続事件の中に、老人施設などで長年生活していたが、100歳近くとなって亡くなった婦人が残した遺産の処分問題があります。

先日98歳で亡くなった御婦人は、老人施設で20年程生活していました。その間身内らしき人は誰一人として訪ねて来ることはなく、手紙や電話も来たことはありませんでした。施設としては身内はいないものと思っていたとのことでした。

その御婦人が亡くなり、施設では御婦人のお金の管理をしていたのですが、御婦人が残したお金が1億円位あり、どのように処理したらよいかと施設の担当者がみのる法律事務所に相談に来ました。

担当者に確認したところ、この御婦人を訪ねる人も、その御婦人には電話や手紙が来たことも、施設に入所して以来一度もなかったということで、施設としても身寄りはいないという扱いをしてきたのだそうです。

みのる法律事務所ではまず、この御婦人の戸籍関係の調査に入りました。みのる法律事務所は、弁護士の私と、私を手伝ってくれる娘婿の弁護士と、長年一緒にやってくれている弁護士の3人の他に、ベテランの事務局スタッフが7人おりますので、あらゆる手掛かりからその御婦人の身分関係図を作り上げました。

それによりますと、御婦人は施設入所前に、何度か離婚を繰り返していて、父親の違う子供が何人もいました。子供の子供、つまり孫も何人もいました。御婦人が亡くなった時点での法定相続人は、生きている子供と、孫まで入れると20人位となっていました。

20人位の子供と孫がいるのに、誰一人としてこの御婦人を気に掛けていた人はいなかったのです。おそらく生きていたこと自体、誰も知らなかったのではないのでしょうか。生きていたことを知らないのですから、死んだことなど誰も知る筈はありません。

みのる法律事務所としては遺言書もないし、死因贈与書もないし、特別縁故者だと申し出る人もいないし、債権者という人もいないので、このような御婦人の存在にさえ関心のない人達に、御婦人が残した1億円のお金を分配してやらなければならないのです。これは法律上では、当然しなければならないことであり、仕事としては何の迷いもありますが、何だか気になることもあります。何かスッキリしない思いが湧いてくるのです。

この御婦人の100年近い人生において、何があったかは知る由もありませんが、幸せだったのでしょうか。どのようにして残したお金なのかも分かりませんが、それ相応の御苦勞はあったのではないのでしょうか。

そのお金を、少なくとも施設に入所した20年位前から何の関わりもなくなった子供や孫に分配することは、この御婦人にとってどういう意味を持つものなのでしょうか。御自分の血の繋がった子供や孫に分配されるのだから、良かったのではないかという思いもありますが、元気な内に御自分に使った方が良かったのではないかなどという思いも湧いてきます。

人生はどう生きるべきか、何が正しい生き方かは分かりません。ですから、このように金を使わずに残し、その残した金を自分の生死さえ関心のない子供や孫に分配するという生き方が良いのか悪いのかについては語ることはできません。

ですが『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『田舎弁護士の哲学』を提唱する身としては、この御婦人にお元気なうちに、お金を有効に使って、自分も、身のまわりの人も楽しくなれるような一瞬を、作って欲しかったという気がするのです。

これもきっかけにして『語り尽くしていない相続問題』という駄弁本シリーズを発行してみようという思いに至っています。

相続問題を担当していますと、相続問題は法律の条文や判例などでは語り尽くせない問題がいろいろあって、法律を中心として書いた相続に関する駄弁本だけでは、相続問題は語り尽くせていないことに気付きました。

## 新刊書の紹介 —感謝と恩返しの気持ちの実践—

令和5(2023)年11月1日に『倫理と法律』という駄弁本を発行しましたところ、思いもかけないほど多くの方から、礼状や感想文を頂戴しました。特に全国各地の倫理法人会の会員の方からは、「共感した」とか、「気付かせてもらった」とか言って戴き、嬉しくなっていました。

生来のお調子者で調子に乗りやすい性格です。調子に乗ってしまいました。『倫理に基づく法律』と『欲望と倫理と法律』と『倫理と法律の理念の実践』という3冊の駄弁本を書き上げました。

令和6(2024)年3月20日に発行できたのは『倫理に基づく法律』です。事務所便り令和6年3月第407号に同封してお送りしました。時間がお許しになるときに、斜め読みでもしてもらえれば幸甚です。

法律は、国家が国民に対して、これだけは守るようにと命じるものですが、その法律は、倫理という人の道にそうように創られ、人の道にそうように解釈され、人の道にそうように運用されなければならないということを述べた駄弁本です。

今回発行できたのは『欲望と倫理と法律』という駄弁本です。この令和6(2024)年4月号の事務所便り『的外』408号といっしょに同封して送ります。

倫理と法律が目指す「人間の幸福を実現する」という目的を実現するためには、欲望をコントロールしなければならないことを述べた駄弁本です。私達は、欲があるから頑張れますが、欲があるから、悩み、争い、不幸になったりすることがあります。欲を上手にコントロールすることの大切さを述べています。

間もなく製本会社に入れる原稿は『倫理と法律の理念と実践』という駄弁本です。令和6(2024)年5月号か6月号の事務所便りと一緒にお送りする予定です。

倫理と法律の理念、つまり倫理と法律の目指すおおもとの考え方は、「人間の幸福を実現する」ということにありますが、理念は、頭で考えているだけではならず、実際に行動することによって、実現されなければならないことを述べています。

倫理と法律の理念を実現するための実践方法を述べています。

『倫理と法律』という駄弁本は、東京都江東区の倫理法人会のモーニングセミナーの教材にしようとして書き、発行したものでしたが、思いもしないほど各地の倫理法人会の会員の方を中心に好評でしたので、引き続き、『倫理に基づく法律』、

『欲望と倫理と法律』、『倫理と法律の理念の実践』という4冊のシリーズ(共通した形式や内容をもつ続きもの)となりました。

これも、ウクライナ戦争やイスラエル戦争などの国際事情、政治資金規正法問題などの国内事情などが背景<sup>はいけい</sup>にあつて、倫理と法律に関して言いたい状況にあつたことによるものです。これも縁というものだと思います。

お陰様で、普段あまり考えてもいなかった倫理と法律に関することについて、いくらか深掘りできたような気がし、こんな駄弁本でも書いてよかつたという気がします。何よりもこんな駄弁本でも書いている時は夢中<sup>むちゆう</sup>になり、薬を飲む時間を忘れ、風呂に入るのも忘れてたりしていました。

「オヤジのやりたいことをやってくれ、遺産は駄弁本でよい。金はいらない」と3人の子供に言ってもらい、妻には「世のため、人のためになつてもらいたくて、腎臓を提供したのだ。世のため、人のために頑張つてほしい」と尻を叩かれ、ここまでやれてきました。感謝の気持ちと、世の中に恩を返したいとの気持ちで、これからも生きていきたいのです。

『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『田舎弁護士の哲学』を提唱する身としては、このような駄弁本を書いて、親しくさせて戴いている方に送りつけ、「元気でやれていますよ」と報告できることが何よりも楽しく、それが『田舎弁護士の哲学』の実践なのです。

62の厄年で余命宣告を受け、死を覚悟したら、食事療法という欲望をコントロールして生きる療法<sup>りようほう</sup>に出会え、妻から腎臓をもらい、健常者に戻れて、5月20日には82歳を迎えられそうな今、感謝の気持ちを伝え、恩返しをしたいという気持ちです。

その気持ちを知ってほしくて、170冊の駄弁本を書いてきました。これからも書き続けるつもりです。できれば、駄弁本を書くだけではなく、身のまわりの人の役に立つことを実践してみたいのです。誰か一人の人でも身のまわりの人が、幸せになってくれるようなことをしてみたいのです。

「人生100年時代」と言われる今日、年寄り<sup>としにち</sup>となった身としては、仲間である年寄りが「老人生活は楽しい」と思えるようなことができれば、それをやってみたいという思いで一杯です。令和4年11月20日に、『老人支援ネットワーク』を立ち上げましたが、このネットワークを活用して、老人仲間と楽しい生き方を見付け、それを広め、感謝の気持ちと恩返しを少しでも果たしたいのです。